

第1回伊予市自殺対策計画策定審議会 会議録

日時：平成30年8月2日（木）14：00～15：40

場所：伊予市総合保健福祉センター 会議室

【次第】

1. 開会
2. 委嘱状及び任命状の交付
3. 市長あいさつ
4. 自己紹介
5. 審議会について
6. 会長、副会長の選任について
7. 協議事項
 - (1) 伊予市自殺対策計画の策定について
 - (2) 伊予市自殺対策計画（事務局案）について
 - (3) 今後のスケジュールについて
8. その他
9. 閉会

【出席者】

審議会委員：中本英樹、中平洋子、小西省三、田中浩、川口和男、吉田久、東山久子、三木優子、佃和泰、篠崎邦裕

事務局：副市長、市民福祉部長、健康増進課（大西昌治、大谷香代子、篠原知美、武智ゆかり、谷本恵子、平井隆雄、相田紗也可、八木夏希）、中予保健所（滝澤加代子）

【内容】

事務局 失礼いたします。定刻前ではございますけれども、委員の皆様全員御着席していただきましたので、ただ今から、第1回伊予市自殺対策計画策定審議会を開催いたします。皆様には、御多忙の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本日、進行役を務めます、健康増進課の平井でございます。よろしくお願いいたします。これより着座にて進行させていただきます。

本審議会は、伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則第14条の規定に基づきまして、会議の傍聴を認めております。事前に市ホームページでお知らせいたしましたが、傍聴希望者はございませんでしたので、御報告をいたします。

また、同規則に基づく会議録を作成するため、会議中の発言を録音させていただきますので、マイクでの御発言に御協力いただきますようお願いいたします。

まず、本日の配布資料について確認をさせていただきます。会次第、委員名簿、資料1伊予市自殺対策計画事務局案、資料2伊予市自殺対策計画策定について、資料3自殺対策計画のスケジュール、ゲートキーパーのパンフレット、最後にゲートキーパー養成講座のチラシがお手元に配布されているかと思えます。不足のものはございませんでしょうか。

それでは、会に先立ちまして、委嘱状及び任命状の交付を行います。お一人ずつお渡しいたしますので、お名前をお呼びしましたら御起立ください。

～委嘱状及び任命状の交付～

事務局 それでは、伊予市長から御挨拶申し上げます。

～市長あいさつ（副市長代読）～

事務局 続きまして、第1回の開催でございますので、委員より自己紹介をお願いいたします。中本様から席順に簡単な自己紹介の方をよろしく願いいたします。

～委員あいさつ～

事務局 ありがとうございます。

続きまして、事務局の自己紹介を行います。

～事務局あいさつ～

事務局 副市長でございますが、この後、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

続きまして、次第5の審議会について事務局から御説明いたします。

事務局 失礼します。健康増進課の篠原でございます。座って説明させていただきます。お手元の資料1の伊予市自殺対策計画事務局案の46ページをお開きいただいたらと思います。

本会は、この伊予市自殺対策計画策定審議会条例に基づき設置しているもので、本日は簡単にこの条例について御説明いたします。

第1条で本市における自殺対策計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行うために本審議会を設置することとしています。

第2条でこの所掌事務として、1号で計画の策定、2号で見直しについて審議することとしております。

第3条で審議会の委員は10名以内で組織することとし、第2項で委員構成を定めております。

第4条で委員の任期は、委嘱、任命の日から来年3月31日までとしております。

第5条で審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定めることとしております。

第6条で、会議は会長が招集し、議長となること。

第7条で意見の聴取等を。

第8条で守秘義務を。

第9条で庶務を市民福祉部に置くこととし、第10条で委任事項を定めております。

附則において、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。以上、条例について説明を終わります。

事務局

続きまして、次第6の会長、副会長の選任についてでございます。

審議会条例第5条の規定では、審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定めることとなっております。会長及び副会長の選任について、委員の皆様から御意見はございませんでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、事務局案として提案させていただきます。会長に中本英樹様、副会長に中平洋子様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。御承認いただける方は、拍手をもってお願いいたします。

(拍手多数)

事務局

ありがとうございました。皆様の承認をいただきましたので、中本英樹様を会長に、中平洋子様を副会長とさせていただきます。中本会長、前の席に御移動をお願いいたします。

それでは、中本会長に一言御挨拶をいただきたいと思っております。

～会長あいさつ～

事務局

ありがとうございました。それでは、次第7の協議事項に入りたいと思っております。

これからの議事進行につきましては、審議会条例第6条の規定に基づき、会長が会議の議長となることとなっておりますので、中本会長に議長をお願いいたします。中本会長、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、会次第に沿って議事を進行させていただきます。協議事項1

ということで、自殺対策計画の策定について事務局に説明を求めます。

事務局

失礼いたします。健康増進課の谷本でございます。私のほうから、伊予市自殺対策計画の策定について説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

それでは、お手元の資料2のほうを御用意いただけたらと思います。資料2を1枚めくっていただき、我が国における自殺者数の推移のグラフを御覧ください。

日本の自殺対策の現状としましては、1997年、平成9年から、1998年、平成10年にかけて、御存知の通り、バブルが崩壊しまして、金融危機によって、自殺者数が年間3万人を超える深刻な状況が続いておりましたが、2006年、平成18年に自殺対策基本法が制定されて、それ以降、国を挙げて総合的な自殺対策が推進されてきております。中でも2009年、平成21年のときに、国は緊急強化基金として100億円の補正予算を組んだのを機に、それ以降、県、市町の各自治体におきましては、その基金をもとに自殺対策を強力に進めてきております。

このように国を挙げて、自殺対策を総合的に推進した結果、それまで個人の問題とされてきた自殺が社会の問題として認識されるようになり、2010年、平成22年ぐらいからは、自殺者数は減少してきております。

このように着実に、施策の成果が出ているとしながらも、国は人口10万人当たりの自殺死亡率をみたときに、主要7カ国の中で日本の自殺死亡率が一番高いことや、年間の自殺者数は、依然として2万人を超えているということを踏まえまして、非常事態はまだまだ続いており、かけがえのない多くの命が日々自殺に追い込まれている、という認識のもと、更なる推進が必要だとしております。

国は引き続きまして、自殺対策の更なる推進を図るために、平成28年3月に自殺対策基本法を改正しまして、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、都道府県と市町村に、それぞれ自殺対策計画の策定を義務付けまして、生きることの包括的な支援としての自殺対策を求

めたという経緯がございます。

続いて下のページを御覧ください。

自殺対策計画策定に向けて伊予市の取組みの概要について説明したいと思います。計画策定には、大きく2つの組織を設置しております。1つは、自殺対策計画策定審議会で、これは本日の会に当たりますけれども、2名の市民公募委員さんを含めまして10名の外部の有識者で構成されております。もう一つは、庁内の内部組織である自殺対策計画策定連絡会です。これら2つの組織の意見を反映しながら、策定を進めていきます。

ここで、庁内の内部組織であります、自殺対策計画策定連絡会について少し説明をさせていただきます。資料1のほうの計画の事務局案の49ページから50ページを参考に御覧いただけたらと思います。

伊予市の自殺対策計画策定の体制につきましては、実効性のある計画をつくるために庁内各関係課の部長や課長が参加する自殺対策計画策定連絡会としております。事務局としましては、この庁内連絡会を通じた計画策定の中で庁内の各分野にわたるさまざまな業務について、一人でも多くの職員が、この自殺対策は生きる支援であるという視点で業務を見直していく機会となり、また各課相互のつながりを意識できるよう、連携しながら進めていけるようになればと考えております。ちょうど1週間前になるんですけれども、第1回目の庁内連絡会を開催したところでございます。庁内連絡会の会長である総務部長からは、全庁的な取組みとしてこの自殺対策計画を策定するとして、各関係課に協力を呼びかけていただきました。その協議内容を踏まえまして、本日の審議会を迎えております。このように計画策定に向けて、審議会と連絡会の双方からの御意見を伺いながら修正をかけていき、策定を進めていきます。

資料2のほうに戻っていただきまして、最後のページをご覧ください。

計画策定に向けた大きな流れをまとめております。資料の左側に書いてありますけれども、国や県の示す大綱や計画、手引き、プロファイルといったものを参考にしまして、事務局である健康増進課のほうで計画案を作ります。その案をもとに、まずは、庁内の連絡会で図りまして、そし

て意見を反映させたものをこの審議会において検討していくという流れで、進めてまいります。

以上で計画策定についての概要の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

打合せしていないんですけれども、議長が発言してよろしいんですか。

事務局 お願いします。

議 長 伊予市の自殺対策の計画の資料1とか資料2なんですけども、自殺統計等につきましては、平成29年の数字も出ておりますので、最新版の平成29年に資料、警察庁自殺統計より、厚生労働省自殺対策推進室作成の分ですよ、右端が平成28年になってますけれども、平成29年のほうを入れられたらどうかとちょっと思ったんですけども。そういう御意見でも御質問でもよろしいですよ。

事務局 はい。

議 長 何かそういう、資料1とか、資料2で、よりよいものにしていく中で御質問、御意見等ございませんでしょうか。

事務局 失礼します。

議 長 はい、どうぞ。

事務局 健康増進課、篠原です。今、会長さんのほうから御意見いただきました、データのほう、最新のものを入れてはどうかということで言われたので、またちょっと再度確認いたしまして、できるだけ最新のもので反映できるように、見直しをかけていきたいと思っております。今回はこちらの資料での説明になりますが、そのようにさせていただきたいと思っております。

議 長 はい、ありがとうございます。冊子になる暁には、最新のもので作っていただけたら大変ありがたいと思っております。

その他、御意見、御質問等、せっかくの機会ですが、協議事項1の中でございませんでしょうか。

委 員 はい。

議 長 三木さん、よろしくお願いします。

委 員 はい、失礼します。今見せていただきました、資料2で、この審議会と、それから庁内の連絡会ということで立ち上がっていることで、大変すばらしいなと思っております。去年の春だったと思うんですけど、国のほうから愛媛県内の全市町長を集めて、この自殺対策に関する研修というのが行われました。で、そのときに、自殺対策はまちづくりであると、みんなが住みやすいまちにすれば自殺者も減っていくんだという話もあったかと思うんですが、このように庁内を挙げて自殺対策に取り組んでいただくという組織ができているのがとてもすばらしいと思っております。

一つお聞きしたいのは、私達のこの策定審議会は来年の3月31日までの任期ということなのですが、この庁内の連絡会というのは、これから5年間の計画というふうにお見受けするんですけど、その間ずっと進行管理とかいろんな事業化をしていただいたりとか、そういう位置付けになるのでしょうか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 失礼します。続いての協議事項で説明しようと思っただけなんですが。

委 員 あ、すみません。

事務局 資料1の40ページを御覧いただいたらと思います。

これが次年度以降の自殺対策推進体制になるんですが、下の表のほうを見ていただいて一番真ん中にありますのが、伊予市自殺対策計画推進協議会、それと右肩にあるのが伊予市自殺対策計画推進連絡会があります。今回この審議会とですね、策定連絡会、この2つの会につきましては、策定までの間設置をしておる会として、引き続きこちらの2つの会を立ち上げまして推進のほうは図っていく予定としております。

以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

委 員 ちょっと先走ってしまって、申し訳ありませんでした。安心いたしました。ありがとうございます。

議 長

そのほかございませんでしょうか。

先ほど4ページのお話も出ましたけども、4ページの数字なんかも見ていただきますと、自殺の死亡率でございますが、目標が17.7以下にすることを目指しているということでございますけれども、全国平均は16.5くらいですから、5か年計画で減らしていったとしても、全国より高い数字になっているということはございますね。これは事務局の課長さんと話していたときに愛媛の自殺、人口10万人当たりの自殺死亡率というのは全国で4番目に高いということになってまして、当センターのほうにおいてはセミナー等をやって、メンタルヘルス対策を取り組んでおりますけれども、まず現状の特定というところが大事になってくるということであろうかと思えます。

目標につきましては、当然29年、先ほどの分で29年度のデータを入れていただいて、29年度から比べて16.4%の減少となるということで推進していくということになるかと思えますけれども、ま、そこら辺もですね、データを読み取っていただきますと、そういう状況も見えるのかなというような気は、事前のデータを見せていただいて、ちょっと感じておるところでございます。

皆さん事前に見られてなかったと思えますので、私ちょっと事前に会長引き受けるときにデータいただきましたので、見ていろいろ気がついたところもあるんですけども、会長という立場でちょっと言っているのかという、打合せしてなかったものですから、そこら辺申し訳ないんですけども、数値を見ていただいて、また検討していただいたらと思えます。それでは協議事項1につきましては、これで終わりたいと思えます。

続いて、協議事項2、自殺対策計画事務局案について、事務局から説明を求めます。

事務局

健康増進課の篠原です。座って説明させていただきます。お手元の資料の、資料1伊予市自殺対策計画事務局案を御用意ください。

この計画については、国の示す市町村自殺対策計画策定ガイドライン、地域自殺実態プロファイル及びモデル事業として昨年度策定された他市

町の計画を参考に、事務局で作成したものでございます。2枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。

本計画は、国の策定ガイドラインに基づき、5つの章で構成しております。1章で計画策定の趣旨等を、第2章で伊予市における自殺の現状を、第3章で自殺対策の基本的な考え方を、第4章で自殺対策推進体制を、第5章で資料編を掲載しております。

1ページになりますが、第1章、計画策定の趣旨等。

2ページに参ります。1計画策定の趣旨、ここでは、計画を策定するに至った経緯を述べております。

続きまして、3ページになりますが、2計画の位置付け、本計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づく計画であり、国の自殺総合対策大綱や県の自殺対策計画を踏まえた内容としております。また、第2次伊予市総合計画を上位計画とし、伊予市地域福祉計画や伊予市健康づくり・食育推進計画等関連計画との整合性を図ります。

3計画の期間、2019年から2023年の5年間の計画とします。

続きまして、4ページをお開きください。

4計画の目標数値、伊予市の目標数値としては自殺総合対策大綱に準じて、2023年の自殺死亡率を2017年と比べて約16.4%の減となる17.7以下にすることを目指すものとししました。その算出根拠についてですが、(3)の目標数値の算出根拠の表とグラフのほうを御覧ください。

表の上段が国で、基準年を2015年とし、11年をかけて最終年度2026年に、30%減少となる13.0以下とすることを目標として目指しております。下の段が本市の計画で、基準年を2017年とし、国と同様に11年をかけて2028年に30%減少となる14.8以下にすることを目指し、各年の自殺死亡率を求めております。

以上により、本計画の最終年度2023年には約16.4%減で、自殺死亡率は17.7以下となります。

続きまして、5ページを御覧ください。

第2章、伊予市における自殺の現状。2章では、1 自殺者数の推移から8 自殺の危機経路の事例までの8 項目をあげています。

6 ページをお開きください。

ここにあげている各データについては、自殺総合対策推進センターが作成した地域自殺実態プロファイルのもので、各数値については、平成24 年から28 年までの5 年間の合算データになります。また、このデータを使用するに当たり、各区分で5 人未満の数値が混入しているものについては、一部を除き、使用不可の指導がありますので、これについてはパーセンテージをグラフ化しております。5 人以下は個人が特定される恐れがあるため、データ元の警察庁からの指導であるとのことです。

1 自殺者数等の推移、本市における自殺者数と自殺死亡率の推移を掲載しています。

7 ページの図2 には自殺死亡率の推移を示しています。自殺死亡率は、分母の人数が少ないほど、増減が大きくなります。県、国では緩やかに減少しているのが分かりますが、本市では大きな変動が見られ、増減の判断が難しいところではありますが、ほぼ横ばい、若しくは、2009 年と2017 年を比較すると本市と県がほぼ同じ状況にありますので、緩やかに減少しているのではないかと思えます。

8 ページをお開きください。

2 性別・年齢階層別の特徴、性別では、図3 から男性の割合が多く、年齢階級別では、図4 から60 歳代、50 歳代、80 歳代の順で人数が多く、また、県、国の割合に比べても高いことが伺えます。一方、20 歳代から40 歳代は、人数も少なく、県、国の割合に比べても少ないという特徴が伺えます。

10 ページをお開きください。

3 職業別の特徴、図8 から年金等が30%、被雇用者・勤め人、その他無職がそれぞれ22.5%で全体の3/4 を占めています。また、自営業・家族従事者と年金等の割合は、県、国に比べて高いという特徴が伺えます。

11ページになります。

4同居人の有無、本市では、同居人有りの方が自殺される方が77%と多く、これについては県、国についても同様のことが言えます。

5自殺の特徴、この表は、性別、年齢、職業、同居人の有無による分類した区分によって本市の自殺者の多い上位5位の区分を記載しているもので、後ほど説明します、2つの重点施策の根拠になるものです。この表で、上位1から3が、60歳以上、無職で計18人と全体40人の約半数を、上位4と5は、男性、20から59歳、有職、同居人有りの方が計9人で約23%を占めていることがわかります。

なお、表2の右側の背景にある主な自殺の危機経路を御覧ください。これは自殺実態白書2013に基づき、該当する性別、年代別等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる自殺の危機経路を示すものです。

続きまして、12ページをお開きください。

6自殺未遂歴の有無、本市は、自殺者の3割に未遂歴があり、県、国もほぼ同じですが、本市のほうが若干ではありますが、未遂歴のある方が多い傾向が見られます。

7自殺の原因、危機経路。自殺の原因は、多くの場合さまざまな要因が重なって、自殺に至るといわれております。図11は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見てきた自殺の危機経路です。丸印の大きさは、要因の発生頻度を表しており、丸印が大きいほどその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、各要因間の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということです。この図から見ると、自殺の直接的な原因はうつ病のように思えますが、うつ病に至るまでに身体疾患や過労、負債など要因が関係していることがわかります。この調査によると、自殺に至るまでに平均4つの要因を抱えていることが明らかになっております。

こうした背景から、本計画ではそれぞれの要因で悩まれている方を関連機関や団体等で早期に発見していただき、専門的な関係機関につなげ

ること、また、各機関・団体のネットワークの強化が求められているところ
ろです。

8 自殺の危機経路の事例、先の 11 ページでは伊予市の自殺の特徴に
ついて触れましたが、ここでは 20 歳以上の男女別・年齢階層別等に自殺
に至る背景にある、主な自殺の危機経路の例を示しております。

以上で 1 章と 2 章の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から 1 章と 2 章までの説明
がありました。計画事務局案はかなりボリュームがありますので、ここで
一旦説明を終了し、1 章と 2 章の説明でわからないことや御意見があり
ましたら、挙手をお願いします。

[委員が手を挙げる]

議長 はい、先生どうぞ。

委員 先ほどの目標数値と影響してくるんですけども、伊予市の場合、分母
が小さいと、1 人亡くなるだけで率が大きく変わってくると。極端に言え
ば 2016 年、十分 5 年後の目標を達成しているということですよ。ア
ンダー 5 でいいんじゃないかと、目標が。6 かもしれない。もう、伊予
市だと具体的な数字を挙げても、よりリアルになってしまうかもしれない
ですけど。松山が大体 100 人前後切ったり上がったぐらいで、あれ
だけのマスがあると率でもいけるのかも知れないんですけども。自殺
率で出すと変動が大きすぎて難しいんじゃないかなという風に私は感じ
ましたけれども。

あともう一つ、この計画をです、実際伊予市の現状でやるのか、それ
とも全国的によく出しているような内容でいくのか、それを伺いたいと
思います。

議長 ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございました。

事務局よろしいでしょうか。まだ意見を出してもらってまとめてお答
えになりますか。それぞれ個別にお答えされますか。

事務局 はい。先生のおっしゃるとおり、分母が小さい、本市でしたら 37、0
00 人程度ですので、1 人亡くなればかなり自殺死亡率に影響してくる

といったことで、先ほどの説明で7ページであげましたとおり、かなり変動がございます。ただ、この計画の大きな目標として、やはり自殺死亡率というのをあげておくべきかな、と考えておりました。このほかまた後ほど説明するんですが、第3章でそれぞれの取組みをあげております。その中でも個別の目標というものをあげております。その双方を用いて計画を推進していく必要があるかなと考えておりました、やはりこの、自殺死亡率の目標は国と準じてあげておくべきだと判断して今回掲載をさせてもらっております。

それと2点目のことなんですけど。全国的にと。

委員 よく、2,000、3,000の市町村が同じようなものを出してきますよね。で、伊予市の特徴をより出すのか、現状を見れば60歳以上の女性が伊予市の特徴じゃないかと思います。

事務局 そうですね。第2章では伊予市の特徴をあげさせていただいております。いろんな表8までですかね。第1章は8つの構成で伊予市の特徴を述べて、これに基づいて3章から実際のどういった計画、基本理念とか認識とか、またそれに基づきましてどういった施策をしていくか、取組みをなしていくか、というところを導いております。伊予市の状況は、やはり計画内に盛り込んでこの中で特にどういったことを重点的にしていくかというところで、こういった資料のほうは添付させていただいて3章につなげていくといった構成にさせていただいておりますので、これよろしいですか。

議長 先生、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 そのほかの方、ございませんでしょうか。

委員 はい。

議長 よろしく申し上げます。

委員 すみません。先ほどの死亡率のところなんですけれども、小西先生がおっしゃったように、年によってはもう十分クリアしていると。たまたま2017年がちょっと高めだったので、そこを基準にするとちょっと高め

の数字が出てるので、もうちょっと頑張っただけ低いのもいいのではないかと、みたいなどころはあるかと思うんですが。どうしても規模のそんなに大きくない自治体でいくと率で出すのは割と上がり下がりしてしまうので、こんな場合には、例えば直近5年くらいの平均を元にして10%減らすようにするとか、そういういろんな手法があると思うので。

中予保健所管内市町の皆さん、同じような状況だと思いますので、またそこら辺は保健所のほうでも研究をしていきたいと思っているのですが。そういう考えも一つあるかな、というふうに思います。

議長
事務局

どうぞ。

そうですね。作成の段階に当たりまして平均値でやろうかと悩みはしたんですが、国の基準をそのままスライドするという形でしたほうがいかなと思ひまして、こういう形にさせていただきました。

今、所長さんの方から県下というか中予管内の計画、松山市さんを除けますと、大体人口規模は同じかと思ひます。そういった中で、もし統一が取れる形であればそれに合わせたいと思ひますけれども。そういったことは可能なんではないかな。

委員
事務局

ほかの所も多分同じような悩みが出てくると思ひますので、伊予市のことは最終的にはここで決めていただくのですが、こういうやり方もあるよってというのは御提示させていただいたらと思ひます。

そしたら、またそういった意見をいただきながらこのページについては小西先生、また検討してまいりたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長
委員
議長
委員

ありがとうございました。そのほかございませんでしょうか。

はい。

どうぞ。

ちょっと、中身の数字等がついていけないので、ちょっと教えて欲しいのが、11ページの自殺の特徴というのがございますね。この中に、自殺の人数と割合と死亡率と書いてあるんですが、割合と死亡率がわかりにくくて。例えば60歳以上で無職で同居人がいない場合、75%というの

がえらい高いなど、先ほど説明していただいたかもわかりませんが。この数字を説明していただきたいんですが。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 失礼いたします。この伊予市の自殺の特徴のここであげている分につきましては、自殺者数の合算5年間の40名を対象にした分類になっております。その中で、60歳以上の女性は何%、という形で出てきております。

事務局 それで、死亡率75というのは、この60歳以上の無職の方の人数の類型があるかと思えます。37,000というのは0歳児からの全ての人口なんですけど、60歳以上の女性の方の人数が仮に1万、1万まではおらんと思うんですけど。1万おられるとしたら、それを10万人に置き換えるという数字になろうかと思えます。従いまして人数、計算機もないんですけど、10万人に置き換えたら75人まで上がる、跳ね上がるといった形になります。で、実際に死亡されている方は5名ですので、恐らく分母が小さいんじゃないかと思えます。上手な説明ができませんんですけど、そういった、この分類毎の人数を10万人に置き換えたと考えてもらったらと思えます。

委 員 はい。

議 長 よろしいでしょうか。先ほど先生のほうからも言われましたけれども、人口が37,000人で自殺死亡率というのが各県でちょっと違うじゃないですか、人口が。東京とか大阪とか。それを同じ土俵に合わせるために人口10万人当たりで比較しているんですよ。だから、この第1章、第2章で出てくる自殺死亡率がですね、全国でも愛媛県のほうが高いと言ったのは、10万人当たりにしたら高くなっちゃうんですよ、平均よりね。そういうことがあって、御質問は、図9のほうは、伊予市は同居人有りの方が自殺するのが多いのが77%になっているという、御質問ですよ。普通、1人暮らしの人が多んじゃないのか、というようなイメージがあることじゃないんですか。

委 員 でもないんですけど。この%と率との関係が。ちょっと私が気になった

のは、先ほどは同居の人が高い、割合が高いと聞いたかと思うんですが、間違いかも知れませんが。ここでみると、女性の同居人のない人が75というところが目について、ちょっと気になったもので。数字だけの問題なんですけどね。%と死亡率は大体わかったような気がします。

事務局 そうですね。この分類というのが、女性の方であって、60歳以上で、無職、それと同居人がない方の割合を類型しまして、そのうちの5人が亡くなっていると。それを分母がかなり小さいと思うんですよ。同居人がなしということで。これを10万人に置き換えたら75人まで膨れ上がってしまう、割合が多いということですね。そういうふうに置き換えてもらったほうがわかりやすいかと思うんですが。

議 長 女性で60歳以上で無職で同居なしっていう人は、人口10万人にしたら75人おるという意味ですよ。

事務局 そうです。

議 長 だから、一番上でいったら、女性で60歳以上で無職で同居人ありってなったら、27.3人だから、同居人なしの人のほうが75人多いということですよ。

事務局 割合にしたら。

議 長 割合というか、人口10万人にしたら。だから、一人暮らしの人のほうが多いということですよ。女性で亡くなる人が多いのは。

事務局 そういう考え方をしてもらったら。上の表は単純におるかおらんかの割合なんですよ。

議 長 4番の同居人の有無という分はただそれだけです。個数が5年間で40人の分をやっただけで。

事務局 そうです。

委 員 すみません。これで終わるんですが、率が少ない場合、今言いよった12.5%というのは、ベースも人数も少ないし、人数が少ないからこれが反対に10万人にした場合の人数にすれば高くなるよという、逆のような感じになると。逆数みたいな感じがすると。わかりました。これで終わります。勉強になりました。

議長 はい、ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

委員 はい。

議長 はい、先生どうぞ。

委員 何度も、申し訳ないけれども、同じところの自殺の危機経路ですね。例えば2017年なら8名、全てこういうふう調べるのでしょうか。今後これをどうしていくのでしょうか。どういう流れで自殺してしまったか、という一人一人の流れを検討するのか。

事務局 失礼します。これは、国の、8のほうで、自殺の危機経路の事例ということで、14ページの一番下にあろうかと思うんです、地域自殺プロファイルのほうから記入させていただくとるんですけど、これはあくまで全ての方がこれに当てはまるということではございません。この調査をしたのが、恐らく1,000人の方を対象にアンケート調査を実施をいたしまして、この1,000人の方の自殺に至った経路を調べております。ここにあげておるものは、代表的な例としてあげているようになってます。全ての方がこの経路ではないんですけど、この経路の方が代表的、一番多い例としてあげております。

委員 そういったことではなくてですね、2017年なら8名だと。難しくはあるけれども、各自をやるべきではなかろうかと。

事務局 個別にということですか。

委員 はい。

事務局 個人のデータについては、こちらのほうもいただいている状況でして、あくまで代表的なサンプルの中で、市としてどういったことに重点的にやっていくかというふうな、こういったデータをもとに後ほど説明をするんですが、この内容を持ってプロファイルをして本市のほうでは高齢者であり生活困窮者が一番重点的に取組みをなすべきかなということで国のほうから指導をいただいているところでございます。一人一人の個々のデータにつきましては、個人情報のこともありますので、なかなか各自治体のほうはその情報を掴むということにはなり得ないと、あくまでも計画ですので、その一番多い例をとってそれをもとにどういう計画

を練り上げていくかというところが、大筋、大きな目標に持っていくというような流れになろうかと思えます。で、一人一人というのはできない、難しいというか、対応できかねるのではないかと事務局では考えております。ちょっと答弁が。

委員 その努力をすることが、より具体的な自殺対策に結びつくんじゃないかと思うんですけどね。確かに個人情報等々で非常に難しいことではありますけれども。伊予市がそこまで踏み込む勢いがあるか。

事務局 上手に説明できないかと思うんですけど、過去にこれは5年間で亡くなった40人の例でございます。従いまして、今後どういった経路で亡くなる方がおられるか、それは未知数といいますか、白紙の状態だと思えます。伊予市にとって一番どういった経路が一番自殺につながりやすいか、でその経路を一つ一つ各分野で各関係機関がいかにしてその方を見つけ出して早期発見、それと早期治療とか、あと専門機関へつなげていく、そういうところで自殺者を少なく、計画にあるように本来でしたら自殺者を発生しないという社会が一番理想ではあるんですけども、その理想に向けて一人でもそういった自殺者を少なくしていくための計画として、一番多い参考で、一番代表的なというか、そういったところを導きだしていくという考え方で計画のほうは作り上げていきたいと考えております。

個別の方、過去に亡くなられた方の経路を仮に確認できましても、今後そういった方が同じ経路をたどるかというのもわからない状況でございます。こういう代表的なところを拾い出してくると、やはりどっかに要因がひっかかってくる、該当する要因が浮かび上がってくると、そういったところを関係機関等ネットワークで救済していくというようなことで考えております。お答えのほうは、明解な回答をちょっとと言わんのですけど、そういった考え方におきまして本計画のほうは進めて行きたいと考えておりますので、御理解のほうをいただければと思えます。

以上です。

委員 自殺遺族への対応とかですね、自殺未遂者への対応とか、考えたら個々

の例を考えざるを得ないんじゃないかならうかと。

この12ページのライフリンクの図ですね、これは実際に具体的にそれをやって導き出した図なんじゃないかならうか、と思うんですけどね。伊予市にそう無理を負担させるつもりはないけれども、そこまでやるべきかなとは思いますが。

議長

その40人から導き出してるということですよ。個別に、アンダー5とかいう話も出てきましたけれども、個別にやると個人情報にも触れてきたらという難しいところだと思いますので、それはまたそういう問題があるということでしょうか。そのほか、1章と2章でほかにございませんでしょうか。

それでは、引き続きまして、第3章から第5章までの説明を一括して求めます。

事務局

座って説明させていただきます。15ページ、第3章計画の基本理念と認識ということで、次のページ、16ページをお開きください。

この章では、基本理念と基本認識をもとに施策の体系として、2つの重点施策、5つの基本施策、生きる支援関連施策を掲げております。施策の体系の位置付けをもう少し説明いたします。

現在、市の各課が有する事業で、自殺対策に関連又は関連し得る事業の洗い出しを行っているところですが、この事業を一番下の生きる支援関連施策とし、自殺対策、生きることの包括的な支援の取組みとして掲載いたします。

続いて、この事業の中で、2つの重点施策、5つの基本施策として、実施することが望ましい事業を選定するとともに、個別の目標を定めていきたいと考えております。20ページ以降になるんですけども、ちょっと20ページを見ていただいたらと思うんですが、各自殺対策に係る取組みや目標について、青字の部分があるかと思います。こちらの部分については、現在調整中で仮のデータを入れております。今回はこれらの表の説明については省かせていただきます。

またページ戻りまして、17ページになります。

1 基本理念、国の自殺総合対策大綱の基本理念と同様に、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すものとします。これには、国の策定マニュアルにもありますが、全庁各課が連携し、また、各課が関係機関や団体と連携を図ることで、市内全域のネットワークを構築し、自殺対策の推進を図っていく必要があります。

1 8 ページをお開きください。

2 基本認識、この基本認識についても、国の自殺総合対策大綱に準じて、1 から 3 まで掲げております。

基本認識 1 として、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題として捉えています。自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があるということです。自殺に至る心理、自殺行動に至った人の直前の心の健康状態などから、個人の自由な意思や選択の結果ではないということが伺えます。

基本認識 2、年間自殺者数は減少傾向にはありますが、非常事態は未だに続いているとしています。平成 1 8 年に自殺対策基本法、1 9 年に自殺総合対策大綱を策定し、取組みを推進してきた結果、自殺者数は平成 2 2 年以降 8 年連続して減少し、平成 2 9 年には 2 1, 3 2 1 人まで減少したものの、先進国の中で最も高いということ、また 2 0 ~ 3 0 歳代における死因は自殺が 1 位で、これについては横ばい状況であることを認識し、更なる自殺者数の減少に努める必要があると考えております。

続きまして、基本認識 3 として、伊予市の地域性に応じた実践的な取組みについて、P D C A サイクルを通じて推進するとしています。これについては、自殺総合対策推進センターが作成した政策パッケージを参考に、自殺対策計画を策定し、P D C A サイクルによる検証と見直しを行うことで、より実効性のある計画にする必要があります。

また、国においても、本市を含む全自治体からフィードバックされたデータ等の P D C A サイクルによる検証と見直しを図ることで、常に自殺対策を進化させながら推進をしていくこととします。

続きまして、20ページをお開きください。

3、2つの重点施策、重点施策については、国の地域自殺対策プロファイルにおいて、本市では高齢者と生活困窮者が推奨されていることを踏まえ、この取組みを2つの重点施策と設定しております。

(1) 高齢者の自殺対策の推進。高齢者は、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、心身的に孤立や孤独に陥りやすいことから、包括的支援体制の構築、地域ぐるみの見守りなどや地域包括ケアシステムなどの施策と連動した事業の展開を図る必要があります。

青字に示しております、取組みや目標については、モデル事業の市町のものをご参考に入れております。今後、庁内各課と調整後に、本市に見合った取組みや目標を入れる予定でございます。

続きまして22ページをお開きください。

(2) 生活困窮者支援と自殺対策の連動。生活困窮者は、多重債務や労働問題、知的障がい、精神疾患、発達障がいなど多様な問題を複合的に抱えているケースが多いため、各関係機関の連携を必要としています。この対策として、自立支援に携わる市担当課や各関係団体・機関が連携し、包括的な支援に取り組んでいきます。

24ページになります。

4、5つの基本施策。地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組みとして設定するもので、本市では、国の市町村自殺対策計画策定ガイドラインにおいて、全ての自治体が共通して取り組む必要があるとされている5つの基本施策を本市の自殺対策計画の基本施策に設定しております。

(1) 地域におけるネットワークの強化。自殺対策が最大限その効果を発揮させるためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民等が有機的に連携・協働して自殺対策を総合的に推進していくことが必要となります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要であるとしています。

本市では、この取組みとして、表8に記載しているとおり、計画策定後の平成31年度に、より広い分野の関係機関や団体を委員とする伊予市自殺対策計画推進協議会と市内の伊予市自殺対策計画推進連絡会を設置し、ネットワークの強化を図っていく予定としております。

続きまして、26ページをお開きください。

(2) 自殺対策を支える人材の育成。自殺対策は、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早期の気づきが重要と考えております。この気づきを一人でも多くの方に実践していただくことができれば、自殺の減少はもとより、予防対策につながることとなります。ゲートキーパーとは、直訳をすると門を守る人という意味になりますが、ゲートキーパーの役割は生きる支援として、サインへの気づき、話を聴く、一人で悩まず相談しようとなぐ、つないだ後も見守ることで、こうした人材を幅広く育成するために、市民や市職員、市の関係機関や団体等を対象とした講座の取組みをしていきます。今回、参考にパンフレット、ゲートキーパーのほうと今年度開催予定のゲートキーパーのチラシを配布させていただいております。

続きまして28ページになります。

(3) 市民への啓発と周知。自殺の危機は、誰にでも起こり得る危機ということ、また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には援助を求めることが適当であること、自殺を考えている人の存在に気づき、寄り添い、声かけ、傾聴、専門家につなげることをより多くの方に知っていただくために、広報活動や教育活動等を通じた啓発と周知に努めていきます。

この取組みとしては、表12にあるように相談窓口一覧表のチラシの配布や広報紙やHPによる啓発、各事業との連携による周知などを記載したいと考えております。

続きまして30ページになります。

(4) 生きることへの促進要因の支援。自殺は、個人においても、社会においても、生きることの促進要因、自殺に対する保護要因より生きるこ

との阻害要因、自殺のリスク要因が上回ったときに自殺リスクが高くなります。これについては、実効性のある取組みを表14、指標と目標値を表15に記載する予定でございます。

続きまして、34ページになります。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育。いじめを苦とした児童生徒の自殺は大きな社会問題です。先月には県内で高校生が自殺されたとの報道がありましたが、こうしたいたたまれない事件が後を絶たない状況が続きます。20歳未満の死亡の原因1位が自殺であり、近年ほぼ横ばいであることを踏まえ、本市でもSOSの出し方に関する教育の推進に努めておく必要があります。学校で直面する問題や、その後の社会人として直面するさまざまな問題に対処する力、ライフスキルを身に付けることのできる取組みを進めていきます。それぞれ表16と17に記載したいと思っております。

続きまして、36ページになります。

5 生きる支援関連施策。本計画の推進については、庁内横断的な体制を整えるとともに、関係機関や団体とのネットワークを構築し、それぞれの地域の社会資源を活用し、進めていく必要がございます。本市では、既存事業の中から生きる支援に関連又は関連し得る事業を洗い出し、総合的に推進していきます。また、関係機関や関係団体では、本市との連携のもと、それぞれの立場から自殺対策の推進に努めていきます。次の第2回の審議会では、これらの表について、本市の全体的な案をお示いたしますので、また御意見よろしく申し上げます。

続きまして、40ページになります。

第4章、自殺対策推進体制。1、計画の周知。本計画の基本理念である誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すためには、行政や関係機関等のネットワークや取組みだけでは十分とは言えません。自殺対策基本法第6条の規定により、教育活動、広報活動を通じて、自殺対策に関係する市民の理解を深めていくことが不可欠です。このことを踏まえ、市ホームページなどを活用し、本計画の周知を広く図っていくこと

とします。

2、推進体制。自殺対策計画を推進するため、平成31年度より、庁内の伊予市自殺対策計画推進連絡会と、関係機関や団体等で構成する伊予市自殺対策推進協議会を新たに設置いたします。各関係機関、団体の連携強化を図るとともに、本計画の進捗状況や課題と改善等について協議を進め、自殺対策の一層の推進を図っていくこととします。

続きまして41ページになります。

第5章は資料編となっております、自殺対策基本法、策定審議会の条例及び委員名簿、策定連絡会の要綱及び委員名簿を載せます。なお、先ほどの推進連絡会と推進協議会については、平成31年度以降の設置となりますので、本計画には掲載する予定はございません。

以上で第4章と第5章の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第3章から第5章までの説明がありましたが、御意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

委員 はい。

議長 お願いします。

委員 失礼します。今おっしゃられたように、16ページの2つの重点施策と5つの基本施策ということで、5つの基本施策は日本全国どの市町でも行われるべき基本的なものということで、2つの重点施策のほうが伊予市特有の強調してやらなければならない取組みということだと思うのですが、1つ目の高齢者の自殺対策の推進ということに関しましては、その前の第2章のほうで80歳以上の女性のほうが多いとか、60歳代の男性のほうが多いとか、こういうデータがありますので、高齢者に多いんだなというのがわかりますが、その下の生活困窮者というところはちょっと不意に出てきた感じで、伊予市でなぜ生活困窮者が特徴になっているのかというのがちょっとこれだけではわかりにくいのですが、そこら辺の根拠となるようなお話がありましたらお知らせいただいたらと思うのですが。通常にも考えても生活困窮者がハイリスクだというのはわかる

のですが、それが特に伊予市においてここが重点という理由付けを教えてください。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 失礼します。生活困窮者対策を国のほうから推奨、重点パッケージに推奨するよということで40人の自殺者の統計のデータの分析によって推奨されたものではあるんですけども、先ほど11ページのところの自殺の特徴のところ、主な自殺の危機経路の中で生活苦の課題が大きいよなときには、こういった生活困窮というところの対策を推奨していきますよというところで、伊予市は生活困窮というところで上がってきております。

議 長 どうぞ。

委 員 失礼します。そうしますと、11ページの5の自殺の特徴のところから導き出しているということで、この伊予市の自殺の特徴のところから生活困窮者の課題が大きいというようなコメントがあればなんかちょっとつながりやすいかな、という気はします。

議 長 そこら辺肉付けしていただいて、よろしく願いいたします。そのほかございませんでしょうか。

 それではございませんので、以上で協議事項2を終わらせていただきたいと思います。

 続きまして、協議事項3について事務局より説明を求めます。

事務局 それでは座って失礼します。今後のスケジュールについて、資料3、自殺対策計画スケジュールを御覧いただいたらと思います。上段が、市の庁内機構として設置している連絡会で、2段目の表が、本審議会のもので、第1回目が本日、第2回目を10月下旬、第3回目を11月下旬に行い、審議会では計画案についての承認を経て、市長答申を12月末までに行う予定としております。

 現在、連絡会で市としての計画、連絡会案を作成中でございます。この作業が完了次第、委員の皆様へ計画、連絡会案を送付いたします。第2回の審議会では、委員の皆様から計画案について御意見をいただきたいと

考えております。

その後、事務局のほうで修正いたしまして、第3回の審議会で再度御協議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で今後のスケジュールについての説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。ただいま事務局から協議事項3の説明がありました。御意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

ありませんでしょうか。それでは、以上で予定の協議事項の全てを終了しましたが、その他特にございませんでしょうか。

特別ないようでありましたら、議事進行を終わらせていただきます。御協力どうもありがとうございました。

事務局

中本会長様、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第1回伊予市自殺対策計画策定審議会を終了いたします。

御協力ありがとうございました。